

第1回 미래의「県土」研究会

日時 令和5年2月27日(月) 15時～17時

場所 静岡県庁別館8階第1会議室CD

次 第

1 開会

2 議事

(1) 未来の「県土」研究会の設置について

(2) 未来のくに土プロジェクト第一弾について

- ・ 建設発生土の処理に関する基本方針の策定
- ・ スtockヤードの整備
- ・ 土質改良土の利用拡大
- ・ 建設発生土処理施設情報の公開

(3) 意見交換 ほか

3 閉会

<配布資料>

- ・ 次第、出席者名簿、座席表、設置趣意書、設置要綱、別紙「意見書」
- ・ 資料1 未来の「県土」研究会の設置について
- ・ 資料2 建設発生土の処理に関する基本方針の策定

未来のくに土PJ

- ・ 資料3 スtockヤードの整備

未来のくに土PJ

- ・ 資料4 土質改良土の利用拡大

未来のくに土PJ

- ・ 資料5 建設発生土処理施設情報の公開

未来のくに土PJ

- ・ 参考資料 建設発生土の処理に関する基本方針(案) 概要版

第1回 미래의「県土」研究会 出席者名簿

日時：令和5年2月27日（月）15時～17時

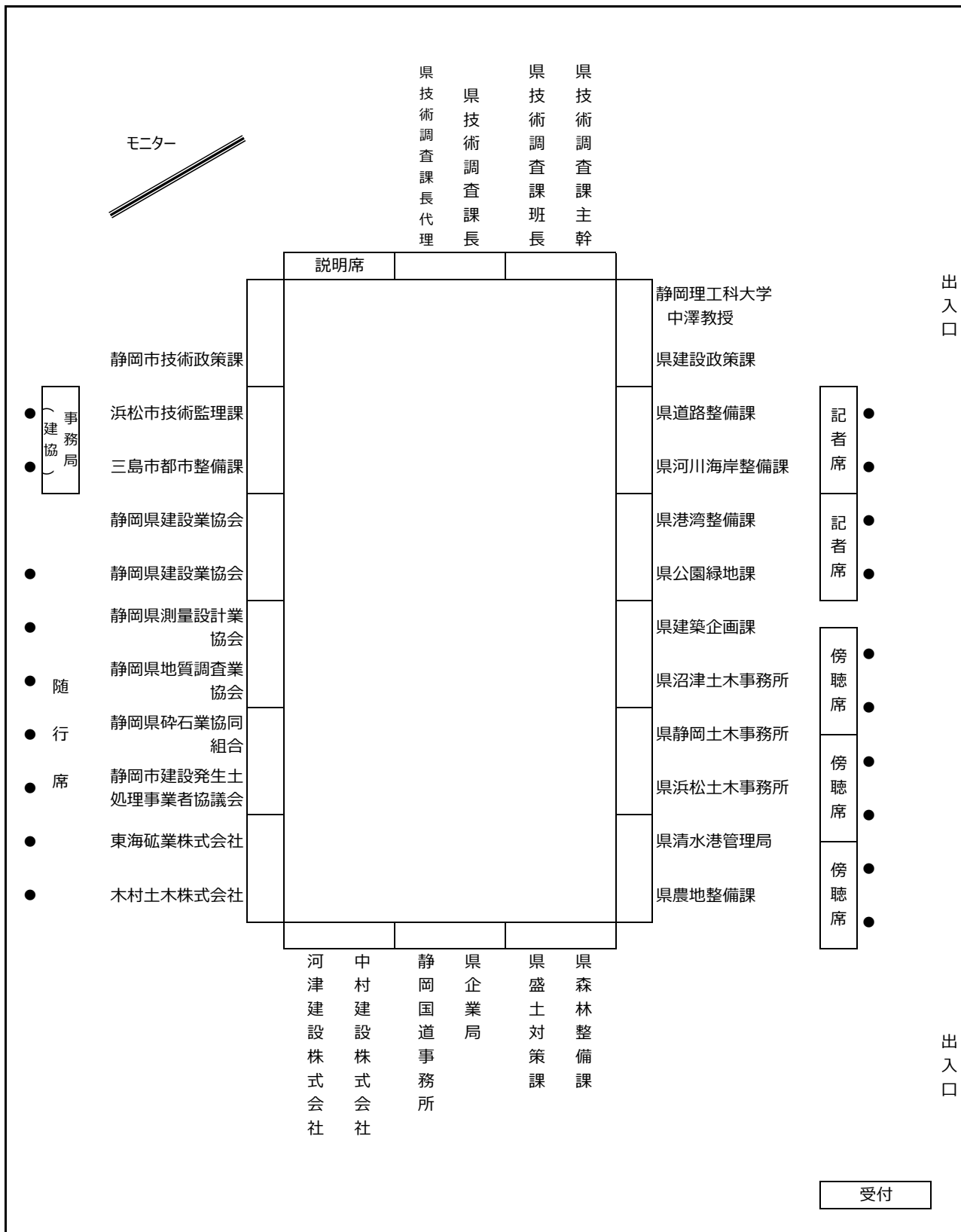
場所：静岡県庁別館8階第1会議室CD

機関名	所属名	役職	氏名	備考
【静岡県（交通基盤部）】				
静岡県交通基盤部	建設経済局技術調査課	課長	戸栗 一泰	会長
静岡県交通基盤部	政策管理局建設政策課	イノベーション推進班長	藤島 政記	
静岡県交通基盤部	道路局道路整備課	県市町道班長	鳶保 佳伸	
静岡県交通基盤部	河川砂防局河川海岸整備課	河川整備班長	望月 一弘	
静岡県交通基盤部	港湾局港湾整備課	課長代理兼港湾環境班長	佐野 昌彦	
静岡県交通基盤部	都市局公園緑地課	公園緑地班長	川合 吉弘	欠席
静岡県交通基盤部	建築管理局建築企画課	企画第1班長	佐野 貴彦	
静岡県交通基盤部	沼津土木事務所企画検査課	企画班長	松本 純弥	
静岡県交通基盤部	静岡土木事務所企画検査課	企画班長	伊藤 彰浩	
静岡県交通基盤部	浜松土木事務所企画検査課	企画班長	伊代田 尚志	
静岡県交通基盤部	清水港管理局企画整備課	課長代理	深津 幸宏	
【静岡県（交通基盤部以外）】				
静岡県経済産業部	農地局農地整備課	農地整備班長	池野 文隆	
静岡県経済産業部	森林・林業局森林整備課	路網整備班長	刑部 浩臣	
静岡県くらし・環境部	環境局盛土対策課	主査	内藤 慎也	
静岡県企業局	地域整備課	地域整備班長	富田 敬信	
【国機関】				
国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所	工事品質管理官	平岩 直樹	代理出席
【市町】				
静岡市	建設局土木部技術政策課	参与兼課長	牧野 統夫	随行：金丸
浜松市	財務部技術監理課	専門監	中嶋 一雅	
三島市	都市基盤部都市整備課	課長	稲村 真也	随行：望月
【建設関係団体】				
(一社)静岡県建設業協会	環境・災害対策委員会	委員長（三島）	土屋 龍太郎	
(一社)静岡県建設業協会	環境・災害対策委員会	副委員長（静岡）	出雲 大俊	
(一社)静岡県測量設計業協会		会長	藤山 義修	
(一社)静岡県地質調査業協会		会長	松浦 好樹	随行：大橋
静岡県砕石業協同組合		副理事長	山本 雅也	随行：名雪
静岡市建設発生土処理事業者協議会		副会長	梅原 義隆	
【建設業者・建設発生土リサイクル業者】				
河津建設(株)	(賀茂地区)	取締役	河津 元	
木村土木(株)	(東部地区)	代表取締役	木村 信太郎	
東海礫業(株)	(中部地区)	代表取締役	勝池 光子	
(株)中村建設	(西部地区)	営業グループ長	瀧本 昌司	
【アドバイザー】				
(学)静岡理工科大学	理工学部土木工学科	教授	中澤 博志	前の会議終了後参加
(一社)全国建設発生土リサイクル協会		専務理事	高野 昇	欠席
(一財)先端建設技術センター	技術調査部	グループリーダー	松橋 宏明	欠席
【事務局】				
静岡県交通基盤部	建設経済局技術調査課	課長代理	町井 靖	会長代理
静岡県交通基盤部	建設経済局技術調査課	技術調査班長	百瀬 大志	事務局長
静岡県交通基盤部	建設経済局技術調査課	主幹兼副班長	佐々木 毅	
静岡県交通基盤部	建設経済局技術調査課	主査	山内 謙吾	
静岡県交通基盤部	建設経済局技術調査課	主査	滝本 晋也	
(一社)静岡県建設業協会		専務理事	杉保 聡正	
(一社)静岡県建設業協会		参事	浅野 佐文	

第1回 미래의「県土」研究会 座席表

日時：令和5年2月27日（月）15時～17時

場所：静岡県庁別館8階第1会議室CD



みらいの「県土」研究会 設置趣意書

令和3年7月に発生した熱海土石流災害を教訓にして、危険な盛土を防止し、災害や土壌汚染の抑止につなげる目的で「盛土等の規制に関する条例」が施行されました。これにより、不適正盛土の摘発や是正が進められています。建設発生土の処理が県民から厳しく注目され、社会問題としてクローズアップされてきています。

一方、県における建設発生土の処理は、環境負荷の軽減など循環型社会の構築を目指し、建設副産物の再利用の促進の観点から、主に公共事業において建設発生土のリサイクルに取り組んできましたが、発生量の多さや社会的認知度の低さもあり、リサイクル率は伸び悩んでおります。

また、昨今の盛土に関する規制の強化により、民間事業者の残土処分場運営からの撤退や受入単価の上昇などを生じているだけではなく、施設設置に際して地元での理解が得られないなど、民間事業者が事業を実施するハードルが高まり、今後の展開に不安を感じています。

そもそも、県土整備を行うに当たっては、建設発生土は必ず生じ、現場内で利用できない土は他の土地に移動し、利活用、最終処分を行う必要があります。このことは正に、建設発生土の処理と県土の発展は一体不可分と言わざるを得ず、建設発生土の適正処理を喫緊の課題として、県内建設関係者が一丸となって取り組んで行く必要があります。また、建設発生土の処理に関して不安を感じている県民に対し、正しい理解を得られるよう、取組に関する適切な情報発信を行うべく必要もありません。

そのため、「建設発生土の適正処理なくして、健全な県土の発展なし」の考えのもと、県内の建設業全体で持続可能な建設発生土の処理

を実現することを目指します。私たちは、従来の官民の役割分担を越えて、関係者間の連携を強化し、建設発生土を取り巻く諸課題について共有するとともに、官民関係者が手を携えて、県民の納得性が高い建設発生土の適正処理を進め、健全な県土の発展を目指す「ふじのくに土プロジェクト^{*1}」を推進していくため、『みらいの「県土^{**2}」研究会』を設置します。

令和5年2月27日 みらいの「県土」研究会 設置発起人一同

※1 建設発生土処理に関する官民プロジェクト

※2 みらいの県土研究会の「県土」には、本来の意味である県土と、「県で発生する土」の二つの意味を持たせています。

みらいの「県土」研究会 設置要綱

(目的)

第1条 静岡県内の建設業全体で将来にわたって持続可能な建設発生日の処理を実現することを旨とし、関係者間の連携を強化するとともに、建設発生日を取り巻く諸課題について議論し、官民が連携して「ふじのくに土プロジェクト※」を推進するため、みらいの「県土」研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

※ 建設発生日処理に関する官民プロジェクト

(所掌事項)

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について調査研究等を行う。

- (1) 建設発生日の発生抑制、利活用促進、適正処分に関すること
- (2) 建設発生日情報の共有に関すること
- (3) 建設発生日処理施設に関すること
- (4) 建設発生日の利用基準、土質改良土等の品質基準に関すること
- (5) 建設発生日に関する県民の理解促進に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 研究会は、静岡県、県内国機関、県内市町、静岡県建設業協会、県内に本店を有する建設業者及び建設発生日リサイクル業者、静岡県測量設計業協会、静岡県地質調査業協会、静岡県砕石業協同組合等、県内の建設工事に関係する団体をもつて構成する。

(会長)

第4条 研究会には、会長を置く。

2 会長は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課長をもって充てる。

(招集)

第5条 研究会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者をアドバイザーとして研究会への出席を要請し、意見や助言を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 研究会は公開を原則とする。ただし、会長が必要と認める時は会議の全部又

は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 研究会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課及び静岡県建設業協会をもつて構成する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

【第1回 みらいの「県土」研究会】

令和5年 月 日

意見書

機関名		氏名	
-----	--	----	--

1 ふじのくに土プロジェクト第一弾について

研究会で説明した以下の4つの対策について、ご意見を記載してください

対策	意見
建設発生土の処理に関する基本方針の策定	
ストックヤードの整備	
土質改良土の利用拡大	
建設発生土処理施設情報の公開	

2 その他

研究会全般や、建設発生土について日頃感じていることなどがありましたら記載してください。

--

お忙しいところ大変申し訳ありませんが、**令和5年3月6日(月)まで**に、メールでご提出をお願いします。 提出先：gijyutsukanri@pref.shizuoka.lg.jp